

介護職員処遇改善交付金事業について（概要）

福島県 保健福祉部 介護保険室

I 目的

平成21年度の介護報酬改定で、介護職員の処遇改善が図られたが、他の業種との賃金格差を更に縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）の交付を行い、介護職員の処遇改善を更に進めていく。

II 交付金の仕組み

介護サービス提供に係る介護報酬に一定の率を乗じて得た額を、毎月の介護報酬と併せて交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき、剰余金が発生した場合には、その額を返還する。

III 事業実施期間及び事業年度

交付金事業の実施期間は平成21年10月サービス分から平成24年3月分までの2年6ヶ月間。（30ヶ月）

申請は年度ごとに行い、年度区分は、当該年の4月から翌年の3月支払い分まで（12ヶ月）とし、その交付金の額の根拠となる介護サービスは、原則として、当該年の2月から翌年1月までに提供された介護サービスとなる。

IV 交付金の事務の流れ

1 介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）の作成

※法人単位で作成することも可

【主な記載内容】

(1) 賃金改善計画について

①交付金見込額

介護報酬総額（※1）×交付率（※2）（円未満切り捨て）

※1 介護サービスの総単位数に、単価を乗じた額
（平成21年度は、10月サービス提供分以降）

※2 事業実施要領別紙1の表1

②賃金改善所要見込額

当該年度における賃金改善に要する見込額の総額で、①の交付金見込額を上回る額

（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む）

③賃金改善を行う給与項目

増額若しくは新設する給与の項目の種類

（例：基本給・手当・賞与・一時金等）

④交付金による賃金改善実施期間

事業者の選択により、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間を定める。

（Q&A 問9「賃金改善実施期間の設定について」を参照）

⑤賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期、一人当たりの賃金改善額等を具体的に記載

(2) 賃金改善以外の処遇改善について

平成21年4月以降に実施した（予定を含む）処遇改善について記載。

（例：非正規から正規職員への転換、研修の充実、子育て支援の強化等）

＊職員に処遇改善の内容を周知＊

申請書
作成

2 介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書（別紙様式3）と添付書類の作成

※法人単位で作成することも可

【主な提出書類】

- (1) 介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書（別紙様式3）
事業年度ごとに受付
- (2) 介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）
上記1のとおり作成し、職員に周知したもの
- (3) その他必要な書類
 - ・労働基準法第89条に規定する就業規則（申請時点のもの）
（給与規程など、賃金・退職手当・臨時の職員に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も提出）
 - ・労働保険に加入していることが確認できる書類
（例：労働保険保険関係成立届又は労働保険概算・確定保険料申告書又は保険料の納入済通知書のうちいずれか1つ）

申 請

3 県に上記2の申請書及び関係書類を提出 ※郵送又は持参

〈提出時期〉 交付金を受けたいサービス提供月の末まで

※今年10月サービス提供分については、準備のため9月から受け付ける。

〈提出先〉 事業所又は法人本部が所在する地域を所管する保健福祉事務所
（いわき市にあってはいわき地方振興局県民部福祉課）

4 県より承認通知を送付

（例）平成21年10月サービス提供分から申請を行った場合は、12月末に「10月分サービス提供分の介護報酬総額（利用者負担分を含む）×交付率」の金額が、国保連合会から支払われる。

※介護職員処遇改善交付金は、毎月、介護報酬総額に一定の率を乗じた額を精算払いすることとなる。

5 県に介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式5）を提出

※郵送又は持参

〈提出時期〉各事業年度における最終の交付金支払いのあった月の
翌々月の末日まで

〈提出先〉事業所又は法人本部が所在する地域を所管する保健福祉事務所
（いわき市にあっては地方振興局）

※実際に賃金改善に充てられた経費が交付金受給総額を下回ったことが
判明した場合は、額の精算による返還ではなく、交付金の支給条件によ
り返還義務が生じる。

【記載内容】

①交付金受給総額

別紙（任意様式）により内訳を記載

②交付金による賃金改善実施期間

③介護職員常勤換算数（②の期間の総数）

④介護職員に支給した賃金額（②の期間の総数）

⑤介護職員1人当たり賃金月額（④÷③）

⑥賃金改善の概要

可能な限り具体的に記載

⑦⑥に要した費用の総額

賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。

積算の根拠となる資料（任意様式）を添付すること。

⑧他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当し
た額

⑨⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資と
して改善した額

⑩賃金改善所要額（⑦＋⑧－⑨）

⑪交付金余剰額（返還額）（①－⑩）

⑫介護職員一人当たり賃金改善月額（⑦÷③）

詳しくは、次回の説明会（平成22年2月頃）で説明します。

平成 21 年 8 月
福島県介護保険室

平成 21 年度介護職員処遇改善交付金の承認申請について

本県の介護保険行政の推進につきましては、日ごろ御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、介護職員処遇改善交付金事業実施要領（平成 21 年 8 月 3 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）9 の規定により、本年度事業の実施期間である平成 21 年 10 月開始時から平成 22 年 3 月支払終了時までの承認申請書を提出されるようお願いいたします。

記

1 承認申請書の提出先及び提出方法

次の保健福祉事務所等に、郵送又は持参により、提出してください。

（※所在地は裏面記載）

提出先		電話番号	対象事業所
県北保健福祉事務所	保健福祉課	024-534-4156	県北地方の介護保険事業所
県中保健福祉事務所		0248-75-7808	県中地方の介護保険事業所
県南保健福祉事務所		0248-22-5478	県南地方の介護保険事業所
会津保健福祉事務所		0242-29-5272	会津地方の介護保険事業所
南会津保健福祉事務所		0241-63-0305	南会津地方の介護保険事業所
相双保健福祉事務所		0244-26-1132	相双地方の介護保険事業所
いわき地方振興局	福祉課	0246-24-6204	いわき地方の介護保険事業所

2 承認申請の効果

承認申請書を審査の上、次の区分に分けます。

（1）交付金の支給要件を満たすときは交付金対象事業所と認め、交付金の支給決定と兼ねて承認通知書をお渡しします。

（2）交付金の支給要件を欠くときは、本年度内に再度承認申請をすることができます。

なお、10 月に入って 10 月分からの承認申請があった場合、交付金の算定対象とはなりますが、支払時期が 12 月に間に合わない可能性があります。

3 承認申請・承認通知のスケジュール

別紙（裏面）のとおり。

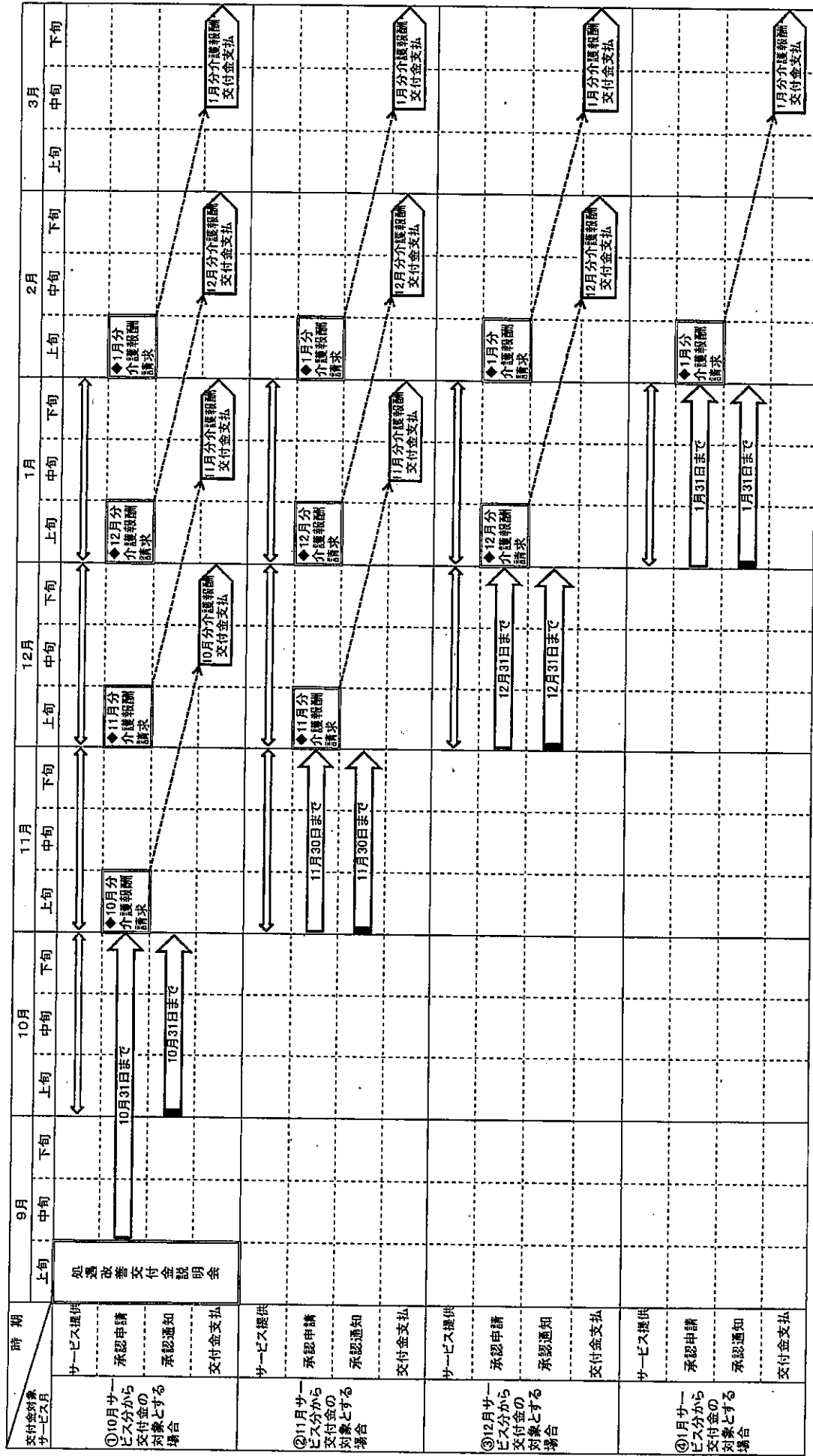
※お問い合わせ先

福島市杉妻町 2-16

福島県介護保険室 すげの さとう 菅野又は佐藤

電話 024-521-7746・024-521-7745・024-521-7744

介護職員処遇改善交付金の承認申請・承認通知スケジュール(平成21年度)



※保健福祉事務所等の所在地(承認申請書の提出先)

福島県保健福祉事務所	960-0012	福島市御山町8-30	024-534-4156
県中保健福祉事務所	962-0834	須賀川市旭町153-1	0248-75-7808
県南保健福祉事務所	961-0074	白河市都内127	0248-22-5478
金津保健福祉事務所	965-0873	会津若松市追手町7-40	0242-29-5272
南会津保健福祉事務所	967-0004	南会津町田島字大津沢甲2542-2	0241-63-0305
相双保健福祉事務所	975-0031	南相馬市原町区緑町1丁目30	0244-26-1132
いわき地方振興局	970-8026	いわき市平字梅本15	0246-24-6204

保健福祉課

福祉課